

令和元年度(2019年度) 造林事業標準単価 (森林作業道整備)

(留意事項)

本標準単価(森林作業道整備)は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金における森林作業道整備の補助金額算定(査定)するための標準単価です。

整備にあつては、「北海道森林作業道作設指針」を十分に踏まえるとともに、「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」に基づき実施する必要があります。

表示している標準単価は、共通仮設費(9.1%)を算入済みであります。消費税相当額は加算していません。このため、実行形態に応じて、消費税相当額を加算するもの又はしないものそれぞれが標準単価になります。

1-1 土工(掻均し) 1m³当たり

掻均し 土質区分	単価 円
火山灰土・砂・砂質土	358
粘性土・礫質土	358
その他(軟岩(I)A等)	482

(注) 掻均し厚20cm。

【計算例】

$$\text{掻均し}^{\ast} = w \times k \times S_i \times k_t$$

※小数点以下切捨て(土量計算は小数第2位四捨五入)

w : 幅員(m)

k : 掻均し定数(0.20)

S_i : 延長(m)

k_t : 土工(掻均し)単価(円/m³)

1-2 土工(片切盛土) 1m³当たり

片切盛土 土質区分	単価 円
火山灰土・砂・砂質土	711
粘性土・礫質土	711
その他(軟岩(I)A等)	834

(注) 路体の締固めを適切に実施すること。

(注) 土質区分、法長、排水溝の有無が異なる毎に下の式により計算。

【計算例】

$$\text{片切盛土} = B_1 + B_2$$

排水溝のある場合 — B₁

$$B_1^{\ast} = \frac{3/5 \times (w + 0.5) \times (h_i \div 1.166)}{2} \times S_i \times k_m$$

※小数点以下切捨て(土量計算は小数第2位四捨五入)

排水溝のない場合 — B₂

$$B_2^{\ast} = \frac{3/5 \times w \times (h_i \div 1.166)}{2} \times S_i \times k_m$$

※小数点以下切捨て(土量計算は小数第2位四捨五入)

w : 幅員(m)

h_i : 法長(m)

S_i : 延長(m)

k_m : 土工(片切盛土)単価(円/m³)

1-3 土工(盛土) 1m³当たり

盛土 土質区分	単価 円
火山灰土・砂・砂質土	1,176
粘性土・礫質土	1,335
その他(軟岩(I)A等)	1,602

(注) 路体の締固めを適切に実施すること。

【計算例】

$$\text{盛土}^{\ast} = (w + 1.2 \times h_i) \times h_i \times S_i \times R_t$$

※小数点以下切捨て(土量計算は小数第2位四捨五入)

w : 幅員(m)

h_i : 盛土中心高(m)

S_i : 延長(m)

R_t : 土工(盛土)単価(円/m³)

※ 以下、路盤材、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で設置するものとします。

※ 路盤材等の資材の選定にあたっては、現場状況や経済性のほか、各種の基準を十分に考慮して選定する必要があります。

2-1 路盤材（購入）敷均 1 m³ 当たり

路盤材（購入）敷均 区分	購入資材 （資材単価） 円	敷均単価 円
普通砂利（0～80mm）	1-1 参照	241
火山灰土	2,788	241
コンクリート再生骨材	2-2 参照	241
普通砂利以外の砂利	2,400	241
木材チップ	2-3 参照	188

（注）敷均しは11tブルドーザを使用した場合である。

【計算例】

路盤材（購入）敷均[※] = $V_1 \times (Gt + Ct)$

※小数点以下四捨五入

V_1 : 資材数量

$V_1^{\text{※}} = I \times I' \times Si$ ※小数第2位四捨五入

I : 敷厚 (m)

I' : 敷幅 (m) ただし、敷幅 > 3m 以上は、3m とします。

Si : 延長 (m)

Gt : 資材単価 (円/m³)

Ct : 敷均単価 (円/m³)

※ 敷砂利の種類が複数ある場合は、種類ごとに上式により計算。ただし、同一延長に複数の資材は認めない。

2-2 コンクリート再生骨材単価

1 m³ 当たり

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高	石狩	空知
単価 (円)	2,618	2,989	2,727	3,109	3,687	3,316	3,382
振興局	上川	留萌	宗谷	林-ツ	根室	釧路	十勝
単価 (円)	2,694	3,709	5,291	3,665	3,502	3,698	4,200

2-3 木材チップ単価

1 m³ 当たり

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高	石狩	空知
単価 (円)	4,473	4,473	4,582	4,473	4,691	4,582	4,582
振興局	上川	留萌	宗谷	林-ツ	根室	釧路	十勝
単価 (円)	4,582	5,018	4,909	4,691	4,909	4,909	4,254

2-4 路盤材（現場採取・調達） 1 m³ 当たり

路盤材 （現場採取・調達） 区分	掘削・運搬又は 加工単価 円	敷均単価 円
普通砂利以外の砂利	921	241
火山灰土	823	241
現地生産チップ	3,376	188

（注1）掘削はバックホウ、運搬は6tクレーンを使用した場合である。

（注2）敷均しは11tブルドーザを使用した場合である。

（注3）現地生産チップは、ウッドチップパー処理費であり原木費は含みません。

【計算例】

路盤材（現場採取・調達）[※] = $V_1 \times Jt$

※小数点以下四捨五入

V_1 : 資材数量

$V_1^{\text{※}} = I \times I' \times Si$ ※小数第2位四捨五入

I : 敷厚 (m) ※

I' : 敷幅 (m)

Si : 延長 (m)

Jt : 掘削・運搬（加工）+ 敷均単価 (円/m³)

※ 現地生産チップの場合は、敷厚10cm、その他は、敷厚20cmを上限として査定。

3 側溝

1 m 当たり

側溝 土質区分	単価 円
火山灰土・砂質土	56
粘性土・礫質土	56
その他（軟岩（I）A等）	76

（注）側溝の規格は、下幅=0.30m、深さ=0.30m、法勾配8分。

（注）法面整形は計上していない。

【計算例】

側溝[※] = $Si \times f$ ※整数未満切り捨て

Si : 延長 (m)

f : 側溝単価 (円/m)

※ 以下4-1～8における単価には、資材代及び設置費並びに共通仮設費（9.1%）が含まれている単価です。
 ※ 管径については、集水区域面積に応じた管径によるほか、土かぶり厚は管径以上を標準として施工すること。

4-1 鉄筋コンクリート管布設

1m当たり

内径 (mm)	250	300	350	400	450	500
単価	円 5,274	円 6,050	円 7,332	円 8,310	円 9,646	円 11,335
内径 (mm)	600	700	800	900	1000	/
単価	円 15,431	円 18,963	円 23,022	円 28,047	円 32,164	

(注) 設定内径を超える施工にあつては、設定最大内径単価を適用します。 以下同じ。

4-2 コルゲートパイプ (円形) 組立・布設

1m当たり

パイプ径 (mm)	400	600	800	1000	1200	1350
単価	円 13,238	円 16,358	円 25,451	円 30,192	円 39,902	円 44,985
パイプ径 (mm)	1500	1650	1800	/		
単価	円 49,616	円 60,199	円 70,060			

4-3 硬質塩化ビニール管布設

1m当たり

内径 (cm)	10	15	20	25	30
単価	円 1,273	円 2,298	円 3,549	円 5,250	円 7,258

4-4 波付加工管、プラヒューム管布設

1m当たり

内径 (cm)	10	15	20	/	
単価	円 979	円 1,830	円 2,858		
内径 (cm)	25	30	40	45	60
単価	円 3,862	円 5,476	円 9,578	円 12,177	円 19,378

4-5 横断U字溝 (グレーチング蓋) 設置 1m当たり

設定規格	単価
横断側溝 (300、t=14) 蓋T=14 W=31.6kg 995x400x44	円 42,686

5 フトン籠工

1m当たり

設定規格	単価
線径3.2m/m網目13cm 50×120×100cm 詰石：150～300mm	円 11,292

6 丸太柵工

1m当たり

設定規格	単価
杭間隔0.5m、柵高0.5m、杭長1.2m	円 8,526

7 木製路面排水工

1m当たり

規格	単価
木製簡易横断溝 水切板 (t=0.8m、W=18cm)	円 8,637

8 洗い越し 1箇所当たり

延長	4m	5m	6m
単価	91,649 円	114,549 円	137,450 円

(注) 施工全幅員は4mを標準とする。

(注) 路盤材敷均し延長とは重複しないこと。

9 待避所 1箇所当たり

規格	単価
幅=4m以上 延長=10m以上	17,071 円

(注) 路盤材は含まない。

(注) 締固めを適切に実施すること。

10 伐開(チェーンソー伐開) 1m²当たり

種 別	疎(立木蓄積)	中(立木蓄積)	密(立木蓄積)
	(30m ³ /ha以上~60m ³ /ha未満)	(60m ³ /ha以上~90m ³ /ha未満)	(90m ³ /ha以上)
単価	60 円	100 円	140 円

(注1) 玉切り、枝払い及び20m以内の片付けを含む。

(注2) 伐開幅は、必要最小限とし9mを上限とします。

1 1 普通砂利（新材0～80mm）単価

1 m ³ 当たり	
市町村名	単価
松前町	3,818
福島町	3,818
知内町	3,818
木古内町	3,818
北斗市	3,163
七飯町	3,163
鹿部町	3,273
森町	3,163
八雲町	3,927
長万部町	3,709
函館市	3,163
江差町	3,927
上ノ国町	3,927
厚沢部町	3,927
乙部町	3,927
奥尻町	8,237
せたな町	4,254
今金町	3,818
島牧村	3,709
寿都町	3,436
黒松内町	3,545
蘭越町	3,567
二セコ町	3,545
真狩村	3,709
留寿都村	3,709
喜茂別町	3,382
京極町	3,382
倶知安町	3,545
共和町	3,600
岩内町	3,491
泊村	3,491
神恵内村	3,491
積丹町	4,473
古平町	4,200
仁木町	3,273
余市町	3,273
赤井川村	3,273
小樽市	3,163
豊浦町	3,491
洞爺湖町	3,491
壮瞥町	3,382
伊達市	3,654
登別市	4,145
白老町	3,818
安平町	4,473
厚真町	3,818
むかわ町	4,211
苫小牧市	4,527
室蘭市	4,145

1 m ³ 当たり	
市町村名	単価
日高町	3,873
平取町	3,818
新冠町	3,818
新ひだか町	4,091
浦河町	4,364
様似町	3,600
えりも町	4,309
千歳市	4,145
恵庭市	4,145
北広島市	4,418
江別市	4,254
札幌市	3,054
当別町	3,927
石狩市	3,382
新篠津村	4,254
夕張市	4,800
栗山町	4,364
由仁町	4,364
長沼町	4,418
南幌町	4,254
岩見沢市	4,691
三笠市	4,473
美唄市	4,254
奈井江町	3,273
新十津川町	3,273
月形町	3,927
浦臼町	3,273
砂川市	3,273
赤平市	3,600
滝川市	3,273
芦別市	3,676
歌志内市	3,600
上砂川町	3,600
深川市	3,414
妹背牛町	3,273
秩父別町	3,273
沼田町	3,491
北竜町	3,709
雨竜町	3,709

1 m ³ 当たり	
市町村名	単価
旭川市	2,869
鷹栖町	2,400
比布町	2,400
東神楽町	2,400
美瑛町	3,294
東川町	3,294
当麻町	2,400
愛別町	2,400
上川町	3,218
上富良野町	3,676
中富良野町	3,218
富良野市	3,676
南富良野町	3,709
占冠村	3,273
和寒町	2,727
剣淵町	2,727
士別市	3,054
名寄市	3,436
下川町	4,091
美深町	3,545
音威子府村	4,309
中川町	4,276
幌加内町	3,273
増毛町	4,036
留萌市	4,145
小平町	4,527
苫前町	4,691
羽幌町	4,505
初山別村	4,505
遠別町	4,691
天塩町	4,964
猿払村	4,691
浜頓別町	3,709
中頓別町	4,036
枝幸町	4,091
豊富町	5,291
礼文町	9,273
利尻町	5,345
利尻富士町	5,345
稚内市	5,684
幌延町	4,418

1 m ³ 当たり	
市町村名	単価
斜里町	4,036
清里町	3,491
小清水町	3,491
大空町	3,491
網走市	3,491
美幌町	3,600
津別町	3,709
北見市	3,327
訓子府町	3,054
置戸町	3,600
佐呂間町	3,163
遠軽町	3,163
湧別町	3,163
紋別市	3,011
滝上町	4,527
興部町	3,709
西興部村	4,145
雄武町	4,473
根室市	4,036
別海町	4,364
中標津町	3,818
標津町	3,818
羅臼町	3,818
白糠町	4,113
釧路市	4,113
釧路町	3,491
鶴居村	3,654
標茶町	3,491
弟子屈町	3,654
厚岸町	3,491
浜中町	3,491
音更町	3,600
士幌町	3,382
上士幌町	3,163
鹿追町	3,436
新得町	3,709
清水町	3,709
芽室町	3,600
中札内村	3,600
更別村	3,600
大樹町	3,458
広尾町	3,109
幕別町	3,349
池田町	3,600
豊頃町	3,709
本別町	3,382
足寄町	3,654
陸別町	3,927
浦幌町	3,600
帯広市	3,600

（注）路盤材を使用する場合には、原則として施行地から直線距離で40km以内にコンクリート再資源化施設がある場合には、コンクリート再生骨材を活用するものとします。

（留意事項）

本標準単価（森林作業道整備）は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金における森林作業道整備の補助金額算定（査定）するための標準単価です。

なお、表示の標準単価には、共通仮設費（9.1%）を算入済みであります。税抜き額表示であるため、実施形態に応じて、消費税相当額を加算するもの又はしないものそれぞれが標準単価となります。